

実効性のある物価高騰対策の実施を求める意見書

衆議院議長	参議院議長	各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
財務大臣	経済産業大臣	
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）		
内閣府特命担当大臣（地方創生）		

総務省統計局の公表データによると、今年3月の消費者物価指数（生鮮食品除く総合指数）は、対前年同月比3.2%の上昇率となり、43カ月連続の上昇を記録しているが、一方で、実質賃金に関しては、対前年同月比がマイナス1.2%となり、減少している状況である。近年の物価上昇の原因の一つである2022年以降に進行した急激な円安は一時よりは緩和されたものの、依然として円安水準にあり、輸入物価や家計への影響は継続している。このような中、我が国にあっては、決して国民の生活は向上しているとはいえず、米価格や人件費に代表される、先行きの見えない物価高騰により、消費意欲も低下している状況である。

2022年より、ガソリン価格や電気・ガス料金等、輸入物価の上昇に起因する物価上昇を抑えることを目的とした物価高騰対策が実施された。本施策は、今もなお継続されているが、その効果は、ガソリン代や電気・ガス代の補助に限定され、物価高騰に対して実効性のある対応とは言えず、より踏み込んだ施策が必要である。このような状況が続けば、我が国の経済はスタグフレーションに陥る危機があり、いち早く国民の生活の安定を図るべきである。

よって国におかれては、以下の事項について早期に実施するよう要望する。

記

1. 実質的な物価高騰対策として、食料品にかかる消費税軽減税率を0%に引き下げるなど、国民生活の負担軽減に直結する税制改正等の対策を講じること。また、その際には将来世代に負担を先送りすることのないよう、新たな財源確保に努めること。
2. 物価高の影響を受けて厳しい状況にある中小企業等の資金繰りを支援するため、既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済猶予や条件変更、追加融資や借換えに金融機関が柔軟に対応できるようにするなど、事業者に対する支援の継続・強化を図ること。
3. 各自治体が実情に応じて物価高対策を継続的・機動的に実施できるよう、必要な財源を積極的かつ確実に措置するとともに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を早急に配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。